

#### ■ 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の骨子（案）

##### 第1章 計画策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間

##### 第2章 千葉県の特別支援教育のめざす姿

- 1 千葉県の特別支援教育の現状
- 2 第1次計画策定後の特別支援教育に関する動向
- 3 第1次計画の取組の評価と今後の課題
- 4 千葉県の特別支援教育の基本的考えと目指す姿

##### 第3章 取組の方針と具体的な取組

- 1 取組の基本方針
- 2 施策と取組の方向性
  - (1) 早期からの教育相談と支援体制の充実
    - ①教育相談・支援体制の一層の充実
    - ②適切な就学の相談支援の充実
  - (2) 連続性のある多様な学びの場の支援と充実
    - ①地域で共に学び育つ教育の推進
    - ②合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進
    - ③学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実
    - ④高等学校における特別支援教育の充実
    - ⑤ICTを活用した教育の推進
    - ⑥特別支援学校が有する多様な機能の活用
    - ⑦様々な困難を抱える子どもへの支援の充実
  - (3) 特別支援学校の整備と機能の充実
    - ①特別支援学校の計画的な整備
    - ②障害特性に応じた施設・設備の計画的な整備
    - ③特別支援学校が有する多様な機能の充実
  - (4) 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実
    - ①キャリア教育と職業教育の充実
    - ②障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築
    - ③障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築
    - ④障害者への学びの支援
  - (5) 特別支援教育に関する教員の専門性の向上
    - ①特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進
    - ②特別支援教育に関する研修の充実
    - ③異校種間の計画的な人事交流の推進

##### 第4章 計画推進体制と進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理の体制
- 3 点検・評価

##### 関係資料

- 策定迄の経緯
- パブコメの主な意見
- 関連法令、関連条例、関係報告、関係施策等の概要・抜粋
- 策定に関わった人、根拠要綱 等
- 用語解説

#### ■ 骨子のそれぞれの部分に記載すること

- 策定の趣旨 →特別支援教育の推進・充実のため、H19に総合的な基本計画を策定。一定の成果を得た。  
→生社会の実現、共に学ぶ場や機会の充実、連続性のある多様な学びの場の充実、相談・支援体制の充実、教職員の専門性の向上、教育資源の有効な活用などは、引き続き継続・発展させていくべき課題  
→第1次計画に示した考え方を引き継ぐとともに、上記の必要性、存在する課題解決に向けた取組を推進
- 計画の性格 →親計画となる「次期千葉県教育振興基本計画(H27～31)」を具体的に実践していくための具体的・実践的計画とする。
- 計画の期間 →H31までの4年間(H28～H31)。H32以降も状況を踏まえ計画推進（第3次計画）の継続を図る。

- 千葉県の特別支援教育の現状
  - (1) 相談・支援体制の現状 (例) 市町村の療育相談支援体制が充実／特支校及び総セ等で発達障害等の相談が高比率で推移  
特支アドバイザー等の活用など支援体制の充実が必要な状況が続く
  - (2) 学びの場の現状 (例) 特別支援学校における通級指導の広がり（聴覚→視覚→病弱→肢体不自由）
  - (3) 児童生徒数等の増加 (例) 特学数／通級指導教室数増、通級・特学・特支校在籍者数の増→過密化・狭隘化
  - (4) 自立／社会参加支援の現状 (例) 特支校高等部就職希望者の就労率上昇／県教委の障害者雇用率上昇／特支校の就労支援の取組が進展
  - (5) 人的資源の現状 (例) 年齢層の二極化（中堅層不足）／教員の基礎的知識・技能の習得や専門性維持が必要

- 特別支援教育に関する動向  
→障害者基本法改正（H23）／医療的ケア制度改正（H23）／障害者総合支援法（H24）／共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため…（中教審報告）／障害者差別解消法（H25）／学校教育法施行令一部改正（H25）／障害者権利条約批准（H26）  
→全ての取組は共生社会の実現に向かって

- 現行計画の検証  
→中間評価の「今後の取組」の評価／関係機関（学校、県特支PTA、その他）や県民への意見聴取の実施及び評価、今後の課題の整理

- 基本的考えと目指す姿  
→基本的考えは第1次計画を引き継ぐ（①価値ある存在… ②地域で共に… ③もてる力を…）  
第3章の(1)～(5)の取組が実現している状態として表す。

- 取組の基本方針  
→ 第2期計画の企画・推進を貫く理念を記す →「(例) 持続可能な特別支援教育のスキームづくり」

- 具体的な取組  
→施策〔()番号〕と取組の方向性〔○数字〕の簡単な説明は親計画（第2期教育振興基本計画）に示してある。  
第2次計画では、取組の方向性に基づく「主な取組」を記述するとともに、更に具体的な説明、数的・質的指標を示す。

- 推進体制  
→計画推進に関して、「教育」「保健」「医療」「福祉」「労働」「その他」のそれぞれの“関わり方”と“つながり方”を示す。  
→その“関わり方”と“つながり方”を踏まえた体制づくりを進める。

- 進行管理の体制
  - (1)実施する取組について、その進捗状況の確認や推進・改善を行うための「所管する関係部署・機関等との連携方法」を示す。
  - (2)(1)に基づき実施する、取組の推進状況の評価システムを示す。
  - (3)推進期間4年間の進行管理の工程表を示す。

- 点検・評価  
→外部有識者の知見を参考に（研究推進会議等）、推進期間中は毎年度実施する。